

Hukutana

No. 13 (November 1999)

The Bulletin of
Japan Society for the Promotion of Science,
Research Station, Nairobi

ふくたな

第13号 (1999年11月)

日本学術振興会
ナイロビ研究連絡センター
ニュースレター



1... 平田浩司 ウガンダの政治システム
HIMATA Koji The Political System in Uganda

3... センター行事
Meetings, News

4... はじめまして Hamjambo? 荒居美樹・三枝春生
Self Introductions ARAI Miki, SAEJUSA Haruo

4... ニュース 調査許可担当部署変更・濁水による計画停電
News

5... センター往来
Visitors

6... 編集後記
Editor's Note

ウガンダ

ウガンダの政治システム

平田浩司 (Makerere Institute of Social Research/総合研究大学院大学)

ウガンダの現在の政治システムは、1986年にムセヴェニ大統領が政権を掌握して以来つづいている、いわゆる「ムーヴメント・システム」である。この「ムーヴメント」という名まえは、1986年までの内戦においてムセヴェニを指導者とする政治勢力が、「国民抵抗運動(NRM)」とみずから名のつたことに由来する¹⁾。そのNRMが、先進諸国が「民主主義」の理想の表現形であるとしている複数政党制に政権を移行させることなく、現在も政権を担っている。「ムーヴメント」という政治システム²⁾は、事実上の一党独裁体制がいまだに存在するアフリカ諸国においても他に例がない。

「複数政党制」ということばからウガンダの人びとが受ける印象は、二度にわたるオボテ政権のネガティブな歴史的「記憶」と結びついている。オボテ政権の「記憶」は、失敗に終わった政党政治の「記憶」であった。「複数政党制に移行すれば、軍部の独裁や経済的発展の遅滞を招来するのではないか」というおそれは、歴史に法則をみいだす人びとが当然いだいてしかるべき危惧だと

おもわれる。

政権側の政治家の発言や「ムーヴメント」に好意的な学者の著述のなかに、「ムーヴメント・システム」こそがウガンダに最適の「ポピュラー・デモクラシー(在民主主義)」、あるいは「グラスルーツ・デモクラシー」であるとの表現が、しばしばみられる。1986年までの、特に「ルウエロ・トライアングル」と称される地域での内戦において、NRA/NRMが民衆の(「草の根」の)つよい支援・支持を受けたというNRM指導者やその支援者たちの「経験」が、そのような自信にみちた表現の根拠となっている。

「ムーヴメント・システム」こそが、口先だけの「デモクラシー」やNRM指導者たちの独裁政権ではなく、国民の「民主的」な選択の結果なのだと、ドナー諸国に証明してみせるために設定されたのが、2000年に予定されている政治システムに関する国民投票(レファレンダム)である。「ムーヴメント・システム」存続の是非は「憲法」(「1995年憲法」あるいは「第四次憲法」)作成の時点

Milima haikutani, lakini binadamu hukutana
山と山は出会わないが、人は会うものだ (スワヒリ語のことわざ)
Mountains never meet, but human beings do - Swahili proverb

で検討されており、複数政党制支持者(ブルーリストあるいはパーティスト)とムーヴメント制支持者(ムーヴメンティスト)のあいだの論議の結果、政治システムに関する国民投票が「憲法」に盛り込まれた⁽³⁾。「憲法」の69条に、ウガンダの国民は「自由で公正な選挙あるいは国民投票によって政治システムを選択する権利をもつ」とあり、74条に、国会議員の過半数の要請によって政治システムに関する国民投票の実施が決定されるとあり、そしてさらに、きたるべきその国民投票の時期が271条の3項に記されている。1999年7月に「憲法」に基づく国民投票の実施が国会において決定され、その細目を定めた法案も採択された⁽⁴⁾。

複数政党制を支持することを表明している一部の国会議員たちや主要な各政党(UPC、DPなど)は、国民投票をボイコットすることを国民によびかけている。おなじ「憲法」の269条に政党の活動を規制(というよりも活動を事実上禁止)することを定めた記述があり、そのような「憲法」のもとでの国民投票は無意味である、というのがボイコットをよびかける理由である。NRMは国家と一体化した全国組織と豊富な資金をもつが、政党は具体的な活動を禁じられた書類のうえのみの存在に過ぎず、そのために選挙活動後の国民投票の結果はNRMに圧倒的に有利であるというのが一般的な見方である⁽⁵⁾。

一方、「ムーヴメント」制支持者たちや現政権は、国民投票は国民の「民主的」な権利なので、国民はボイコットすることなく国民投票に参加するようにと、マスメディアを通じてひろくよびかけている。さらに、ドナー諸国は、国民投票こそが民主主義のもっとも理想的な表現形であるという、コンテキストを無視した無邪気な信仰からか、現NRM政権をバックアップするためからか、国民投票の遅延なき実施を求めている。国民投票がボイコットされるようなことがあれば、援助の凍結もありうるとさえほめかしている⁽⁶⁾。

アフリカで政権交代が起こりうるのは武力によるクーデターのみという信念からか、リラでは「複数政党制のための市民軍(CAMP)」という反政府軍事組織の活動が、あまり活発とはいえないまでも、「国民投票と他の準備法、1999」発効以降、つづいている。

NGOのなかには、この国民投票やNRM政権の政策に批判的な見方を表明するものもある。例えば、最近ウ

ガンダのマスメディアにおおきな反響をよんだ「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」によるレポート、「民主主義への敵意」である⁽⁷⁾。そのレポートでは、「ムーヴメント・システム」は一党独裁体制を志向していると結論づけている。

「ムーヴメント・システム」や国民投票をめぐる議論のなかでたえず言及されるキー・タームは、「民主主義」である。複数政党制が「民主主義」の唯一の表現形なのか？あるいは国民投票の結果こそが「民主的」な民意なのか？「グラスルーツ」で「ポピュラー」なウガンダのLCシステム⁽⁸⁾が、アフリカの後発国にもっともふさわしい「民主主義」のかたちなのか？つまりは、ウガンダにおいて、「民主主義」概念をめぐる国民的なコンセンサスが形成されていないのである。まずは「民主主義」概念をめぐる議論が、国会、マスメディア、アカデミズムなどにおいてひろくおこなわれるべきであろう。

ムセヴェニ大統領は、10月16日のパーティストの議員とのミーティングのなかで、ウガンダは2007年には複数政党制に移行すると発言した。きたるべき国民投票の結果、「ムーヴメント・システム」が選択されるだろうという、つよい自信の表明ではあろう。この発言の裏にはまた、「民主主義」の理想的な表現形は複数政党制であり、2007年には複数政党制に移行できるだけの「民主主義」概念に関する国民的コンセンサスがウガンダにおいて形成されているのではないかと、という大統領の希望的観測がこめられているのではないだろうか。

注

(1) ちなみにムセヴェニ率いる勢力の軍事部門は「国民抵抗軍(NRA)」と名のついていたが、現在では「ウガンダ人民共和軍(UPDF)」と名を改めている。

(2) 「ウガンダ共和国憲法、1995(以下、「憲法」)」の70条、および「ムーヴメント法、1997」(The Uganda Gazette No. 55 Volume XC)に「ムーヴメント」に関する法的記述がある。

(3) 「憲法」制定は、国会議員、司法関係者などによって構成される「憲法議会(CA)」によって1994年から1995年にかけておこなわれた。また「憲法」の草案は、各ディストリクトおよび「文化的・伝統的」な王国政府から提出された。


(4) 「国民投票と他の準備法、1999」(The Uganda Gazette No. 34 Volume XCII)。

(5) 例えば、K. M. Katende, 'Kivejunga predicts 90% win for Movt', The Monitor, October 11, 1999, p. 12.

(6) J. Nandawula, 'UK envoy responds to referendum attacks', *The Monitor*, October 22, 1999, p. 2.

(7) Human Rights Watch, 1999, *Hostile to Democracy: The Movement System and Political Repression in Uganda*. *East & Central Africa Journal*の10月号より、そ

のレポートの内容の紹介が連載されている。

(8) Local Council / Committee. 法的には「地方政府法, 1999」(*The Uganda Gazette No. 19 Volume XC*) 参照。 

The Political System in Uganda


HIRATA Koji (*Makerere Institute of Social Research / The Graduate University for Advanced Studies*)

In Uganda today, her political system is the 'Movement Political System'. Since Y. Museveni came to power in 1986, his National Resistance Movement (NRM) has governed Uganda. In the Constitution of Uganda, 1995, Article 69 provides that 'the people of Uganda shall have the right to choose and adopt a political system of their choice through free and fair elections or referenda'. A public referendum on whether to continue with the 'Movement' system or return to a more 'Pluralist' political system projected for the year 2000 by Referendum and Other Provisions Act, 1999.

The pluralists (or partists) of MPs and the political parties are campaigning for a boycott of the referendum. The parties could only continue to exist as mere paper organisations because Article

269 regulates the activities of political organisations.

In Lira, one rebel group named Citizens Army for Multiparty Politics (CAMP) follows true African tradition. The tradition says a bid for power acts by military force. Meanwhile, one NGO, Human Rights Watch, published a report named 'Hostile to Democracy'. It examines the 'Movement' system drifts Uganda toward an One-Party State (or a No-Party State). They attack the Movement by a mightier pen.

What does the word 'Democracy' mean in contemporary debate on the political system in Uganda? The arguments on the political system in Uganda and the next referendum have to create a national consensus on 'Democracy' on political, academic and public ground. 

センター行事 Meetings, News

10月4日: International Centre of Insect Physiology and Ecology 訪問

10月26日: SMASSE (Strengthening of Mathematics and Science Education in Secondary Schools Project) 関係者 (JICA) とケニアの学術教育の実情について意見交換

11月4日: 大統領府 (Office of the President) の J. E. Elkirapa 氏と今後の調査許可の発行などについて協議

11月5日: Ministry of Education, Science and Technology の A. G. Kaaria 氏と今後の調査許可の発行などについて協議

11月8日: 学振外国人招へい研究者 (短期) の Kanyunyi A. Basabose 氏、Lwiro (Democratic Republic of Congo) より Kigali 経由で Nairobi 訪問、渡航手続についての協議、日本での研究計画について懇談 (11日出発)

はじめまして Hujambo? Self Introductions

荒居美樹 ARAI Miki

大阪外国語大学 Osaka University of Foreign Studies

私がカンバラを訪れるのは今回で三度目になりました。二年前の夏にはじめてやって来た時、「あぁ、緑が多くてのんびりしたい所だなあ」と感動したのを憶えています。それまでに聞いていた通り、カンバラは緑が美しいたくさんの丘に囲まれており、その歴史に登場するそれぞれの丘の頂上部のキリスト教教会やモスク、代々のカバカ(=王)の墓などがより一層、街を興味深いものにしていました。

さて、緑が多くてのんびりした印象は二年後の今も

あまり変わっていませんが、他の都市同様に、街なかに急速に増えていくファーストフード店やインターネットカフェ、それに携帯電話の爆発的な普及には少々驚いてしまいました。きっと次回訪れる時にも、また更なる変化に驚かされていくのでしょうか、はじめに私の心をざらえた“緑の美しい丘の街”という印象は、カンバラを訪れる人々に与えつづけていってほしいものです。

三枝春生 SAEGUSA Haruo 兵庫県立人と自然の博物館 Museum of Nature and Human Activities

初めまして。象の化石を研究している三枝ともうします。象の仲間〔長鼻類〕の起源はアフリカにあって、いわばアフリカは象の本家本元なのですが、ケニアにおじゃまするのは今回が初めてです。2週間ほどケニア国立博物館で象の化石を調べたのですが、さすが本場、面白い化石が文字通り山のようにあり、とても2週間では足りなく、なぜもっと早く来なかったのかと思いました。象の化石はとにかくでかく重く気を付けないと本当に腰を痛めたり指をつぶすなどけがをする可能性があるのです。世界的に余り人気のあるとは言え無い研究対象で、博物館には研究されていない化石がずっ

しりと蓄積していました。こういうのをすべて相手にすると1年かけても足りなくなりそうな感じです。今回はそういうわけで、時間が限られていたので東大の諏訪さんたちが調査しているエチオピアのコンソというところの古人類遺跡から産出した象化石とケニア産のものとの比較に的を絞って仕事をしました。コンソの化石は比較的に新しい更新世という時代のものなのですが、もっと古い中新世のものもこれから扱ってゆきたいと思っているので出来たら来年もおじゃましたいと思っています。

ニュース News

調査許可窓口変更

大統領府で数年間調査許可発行の任務にあっていたJ. E. Ekirapa氏がその任を離れたことが11月4日正式に明らかになりました。政府の組織改正に伴うものと推測されます。

担当部署は大統領府 Office of the President から Ministry of Education, Science and Technology に移管。場所は大統領府 KICC ビルと同じ区画、Jogoo House B (Taifa Road と Harambee Avenue の角) の 7th floor

新担当官は Senior Assistant Secretary の Mr. A. G. Kaaria. Meru 出身。Mr. Ekirapa の前副官で、大統領

府より異動し、引き続き調査許可の発行を担当。Mr. Ekirapa は Office of the President に残留 (ただし執務室は Harambee House)。肩書きは Senior Deputy Secretary に変更。

必要書類、顔写真、登録料など手続きの概要は変更ありません (長期の場合は不明です)。正規の許可が出るまでは Kaaria 氏のレターによって調査許可証に代える形になりました。これは翌日発行です。写真貼付の正規の許可証 (青い台紙) は後日の発行と思われる。

センター往来 Visitors

10月 October

- 2 仲谷紅美 NAKAYA Kumi (中央大学経済学部 Chuo University)
- 4 T. N. Mwangi (Mohuti Foundation of Planetary Sciences)
- 5 鳥山寛 TORIYAMA Kan (長崎大学熱帯医学研究所 Nagasaki University)
- 6 湯川恭敏 YUKAWA Yasutoshi (東京大学文学部 University of Tokyo)
- 13 上田将 UEDA Hitoshi / 上田富士子 UEDA Fujiko (京都文教大学 Kyoto Bunkyo University)
- 29 曾武川建 SOMUKAWA Takeshi (JICA / Kenya Science Teachers College)

11月 November

- 1 富岡美樹 TOMIOKA Miki (神戸大学農学研究科 Kobe University)
- 4 三枝春生 SAEGUSA Haruo (兵庫県立人と自然の博物館 Museum of Nature and Human Activities, Hyogo Prefecture)
- 9 荒居美樹 ARAI Miki (大阪外国語大学大学院言語社会研究科 Osaka University of Foreign Studies)
- 12 河合香吏 KAWAI Kaori (静岡大学人文学部 Shizuoka University)
- 18 Kaichi Kamau Kikumoto (Saidia Watoto Group)
- 18 庄武孝義 SHOTAKE Takayoshi (京都大学霊長類研究所 Kyoto University)
- 18 Humphrey Ojwang (Institute of African Studies, University of Nairobi)
- 18 T. Mboya Apiyo, Amos Onyango (Education for Social Responsibility)
- 22 宮地歌織 MIYACHI Kaori (東京都立大学人文学部 Tokyo Metropolitan University)
- 22 加藤直邦 KATO Naokuni (Mpat Investments)

ニュース News

渇水による計画停電

今年の7月より、ケニアでは発電所ダム貯水池の水位低下により、電力節減をするための計画停電が行われています。時間は地域によって異なりますが、週3日、朝から昼、または昼から夕方が一時的です。詳細は現地新聞広告などに掲載されていますので、調査計画を立てられるときには充分ご留意下さい。

学振ナイロビのあるRiverside, Chiromo地域は月水

金の午前8時から午後1時です。ナイロビ大学のキャンパスに隣接しているためか、当センターそのものは朝昼の短時間の停電のみで、幸いなことに長時間のものはありません。

なお、本号編集時現在、恒常的な配電への復帰は未定です。雨期の降雨によるダム水位の回復を待つのみです。

編集後記

年末を控えて帰国の準備を始めました。4ヶ月と短い間でしたが、いろいろな方と知り合いになれ、有意義なケニア滞在となりました。ありがとうございます。私は、毎日トゥルカナ青年とビデオをみる(競む)という地味な作業をして、帳尻を合わせようとしています。毎朝、人々はせかせかと歩いて働きに行き、10時にチャイをとり、昼には、おしゃべりをし、夕刻、そぞろに歩いて帰宅します。治安は悪化するのに、町のベンツは増え続けています。スーパーは大きくなり、銀行にはキャッシュ・ディスプレイ、街頭には携帯電話が普及しつつあります。この国で、なにが起こっているのでしょうか。hot milk society、皮一枚の水面下では次の創造へなにかが煮えたぎっているのでしょうか。それとも、熱いほとぼりはもうなく、あきらめがただ音だけをたてているのでしょうか、夜の川のように。末永く、ケニアの安寧、みなさまのご多幸をお祈りしております。みなさま、お元気で、また会う日まで。(作道)

調査許可の担当部署、担当官変更をお知らせします。3月末のIAS所長交代に続く、ケニアの調査関連の人事です。◇巻頭記事の平田氏は民博の院生、ウガンダ事情をお願いしました◇荒居さんはウガンダに来年2月まで滞在予定、三枝さんはアジスアベバの博物館がアフリカでの研究の中心です◇短期派遣の作道が4ヵ月の任期を終えて日本に帰ります。ナイロビセンターがいちばん忙しいときに、日本人が二人いるのは本当に心強いものと実感しました。これからは一人でのセンター運営です◇

来年度の長期派遣が、私巻島と決まりました。2年連続駐在はほぼ10年ぶりです。2001年3月までの16ヵ月間、引き続きご指導ご鞭撻下さいませよう、お願い申し上げます。(巻島)

////// 当ニュースレターの送付を希望される方は、学振ナイロビへご一報下さい。 ////

⑥

Hukutana No. 13

Bulletin of JSPS Research Station, Nairobi

Issued: 30th November 1999

Editor: MAKISHIMA, Haruyuki & SAKUMICHI, Shinsuke

Publisher: JSPS Research Station, Nairobi

Printer: Jarolin Enterprises, Nairobi

For rights of reproduction, application should be made to the JSPS Research Station, Nairobi. The views expressed in the articles of this bulletin are those of the contributors and do not necessarily reflect the views of Japan Society for the Promotion of Science.

© 1999 Japan Society for the Promotion of Science, Research Station, Nairobi. All rights reserved.

P. O. Box 14958, Nairobi, KENYA. Phone: +254-2-442424; Fax: +254-2-442112; e-mail: jsp@swiftkenya.com

ふくたな◇第13号

日本学術振興会ナイロビ研究連絡センターニュース

発行日◇1999年11月30日

編集・発行者◇巻島美幸・作道信介

発行所◇日本学術振興会ナイロビ研究連絡センター

本誌の掲載記事を転載する場合は、事前にセンターまでご連絡下さい。本誌の中で署名のある記事についてはそれぞれの主張・意見は執筆者個人のものです。

Japan Society for the Promotion of Science,
Research Station, Nairobi
P. O. Box 14958
Nairobi, KENYA

PAR AVION
VIA AIR MAIL